

中小企業セーフティネット資金（融資対象4、災害等被害対応のための貸付） 融資取扱要領

平成27年 3月20日 制定

平成28年 3月30日 改正

平成31年 3月29日 改正

令和元年11月19日 改正

令和 2年 3月31日 改正

（趣旨）

第1条 この取扱要領は、沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱（以下、「要綱」という。）第13条の規定に基づき、中小企業セーフティネット資金（融資対象4、災害等被害対応のための貸付。以下、「災害等被害対応貸付」という。）に関する必要な事項について定める。

（目的）

第2条 この要領は、災害等の発生により被害を受けた中小企業者に対し、金融面からの支援措置を講じるため、知事が災害等被害対応貸付の融資対象となる災害等を認定する際の基準を定めるものであり、中小企業者の早急な対応を可能とし、もって経営の安定に資することを目的とする。

（災害等の認定）

第3条 知事は、次の各号に掲げる災害等が発生した場合、被害発生地域、被害の種類、被害内容等を総合的に判断し、災害等被害対応貸付の対象となる災害等の認定を行うものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の適用を受けた災害
- (3) 沖縄県地域防災計画に基づく災害対策本部の設置対象となった災害
- (4) その他知事が必要と認める災害等

（災害等認定の通知）

第4条 知事は、前条の規定により災害等被害対応貸付の対象となる災害等を認定した場合にあっては、その旨を市町村長及び中小企業セーフティネット資金の取扱金融機関の長あてに通知するものとする。

（融資対象）

第5条 災害等被害対応貸付の対象は、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、第3条の規定により知事が認定する災害等において、事業所又は事業用資産に係る被害又は売上の減少被害を受けた者で、かつ、市町村長から当該災害等に係る罹災証明を受けた者又は市町村長、商工会会長若しくは商工会議所会頭（以下「認定機関の長」という。）から災害等被害対応貸付の融資対象認定を受けた者とする。

【「事業所又は事業用資産に係る被害」の例示】

①建物等の破損 ②機械設備等の破損・故障 ③仕入れた原材料の毀損 ④商品の毀損
⑤その他災害等と因果関係のある被害

【「売上の減少被害」の例示】

①予約客のキャンセル ②暴風警報発令による店舗の臨時休業

(融資対象の認定手続)

第6条 前条の規定により、認定機関の長から災害等被害対応貸付の融資対象認定を受けようとする者は、中小企業セーフティネット資金（災害等被害対応貸付）融資対象認定申請書（第1号様式）を認定機関の長あて提出するものとする。このとき、事業所又は事業用資産に係る被害の状況及び経営の見通し等について、具体的に記載しなければならない。

2 前項により認定申請を受けた認定機関は、申請書のとおり相違ないかどうか現地確認を行い、融資対象と認められる場合にあっては、中小企業セーフティネット資金（災害等被害対応貸付）融資対象認定書（第1号様式下段）により、申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 知事は、災害等被害対応貸付の取扱金融機関に対し、融資の相談内容や実績について報告を求めることができるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和元年11月19日から施行する。ただし、改正後の中小企業セーフティネット資金（融資対象4、災害等被害対応のための貸付）融資取扱要領第2条及び第3条の規定は、令和元年11月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和2年4月1日から施行する。